

ユーロ圏の諸問題

—「真の経済・通貨同盟」の議論と関連して—

小山 洋司¹

富山 栄子²

要 旨

2008-09年グローバル金融危機後、ユーロ圏が抱える問題点が明らかになった。経済・通貨同盟（EMU）は経済発展の分岐を止めるメカニズムを持っていない。安定・成長協定および財政協定は不況時においても緊縮策を強く求めるので、ギリシャのような債務危機に陥った国々が不況から脱出するのを遅らせた。財政協定の柔軟な運用が必要であろう。マクロ経済政策の調整だけではなく、発展の遅れた国々の収斂を加速するためには、EUレベルでの資金の再分配を含む各種の取り組みが必要であろう。本論文は、EUの「真の経済・通貨同盟」に向けた改革の動きを検討したうえで、財政連邦主義への前進が必要だと主張する。その観点からユンケル・プランやフランス大統領マクロンの提案が評価される。ユーロをまだ導入していない新規EU加盟国の現状を紹介し、最後に、欧州統合の今後の方向性を論じる。

キーワード

EU、ユーロ圏、経済・通貨同盟、緊縮策、財政連邦主義

1 はじめに

2017年3月に欧州連合（EU）創設60周年を迎えた。それは1957年のローマ条約から数えたものである。欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）を創設した1951年のパリ条約から数えると欧州統合はもっと長い歴史を持つことになる。欧州統合の目的は次の2点にまとめられる。第1に、欧州大陸で戦争を二度と起こさないような仕組みを作ること。そのために、まず重要な石炭・鉄鋼を共同管理の下に置き、経済統合を進めることである。第2に、第二次世界大戦後、ヨーロッパの国々は戦争による疲弊に加えて、政治的にもバラバラの状態にあった。国際政治においてはアメリカとソ連という2つの大国に挟まれ、ヨーロッパの発言力は低下した。統合することにより、米ソとは対等の地位に立つことである。現在の時点で見ると、さまざまな問題を抱えつつも、2つの目的はおおむね達成さ

¹ 新潟大学 名誉教授

² 事業創造大学院大学 教授

れたと言えるだろう。欧州統合の国際的意義は、まず中小の国家が政治的主体性と歴史的・文化的独自性を維持しつつ、国際的発言力を強め、地域としての安全保障を確保してきたことにある¹。

2008年にリーマン・ショックが起きるまではEUは順調に発展しているように見えた。1992年には市場統合を実現した。同年、マーストリヒト条約が締結され、1994年1月にECはEUへと改組された。1999年にユーロが創設され、2002年に現金のユーロが流通するようになった。2004年には中東欧のポスト社会主義の8カ国を迎え入れ、加盟国の数は25（現在は28）へと増えた。現在、EU諸国の人口は約5億人である。ユーロは現在、19カ国、3億3000万人を超える人々によって共有されている。オプト・アウト（適用除外）が認められているイギリスとデンマークを別とすれば、スウェーデンのほか、中東欧の新規加盟国の6カ国はまだユーロを導入していない。

2000年代半ば、バルト三国をはじめとして多くの加盟国が高度成長を遂げた。ところが、EU諸国は2008-09年にグローバル金融危機に見舞われた。2010年にギリシャ危機が表面化し、これの対応をめぐって、ドイツをはじめとする欧州北部の債権国と南欧の債務国という対立の構図がはっきりし、EUが抱える矛盾が明るみに出た。

筆者らは、EMUの仕組みと政策、とくにトロイカ（欧州委員会、欧州中央銀行およびIMF）が推奨してきた緊縮策に問題があり、これらを是正しなければ、ユーロをまだ導入していない中東欧の新規EU加盟国はユーロ導入に向けて前進することができないであろう、と考える。本稿では、中東欧研究者の視点からユーロ圏がかかえる問題点を検討する。次に、財政連邦主義への前進の必要性を論じ、最後に、EUの今後を考えることにする。

2 経済・通貨同盟

単一通貨のアイデアはすでに1970年のウェルナー報告で表明された。これに基づき、欧州経済共同体（EEC）は1971年3月に「経済・通貨同盟」プログラムを採択した。しかし、1970年代から80年代にかけて国際通貨危機などがあったため、この分野での前進はなかった。この分野での動きが本格化したのは単一欧州議定書（1987年7月発効）以後である。経済・通貨同盟に関する委員会（ドール委員会）の報告書が1989年4月に発表され、同年6月に欧州理事会はそれを承認した。経済・通貨同盟（Economic and Monetary Union: EMU）の設立は、1992年2月調印、1993年11月発効のマーストリヒト条約に盛り込まれた。

単一通貨を創設し、その通貨の価値を安定させるためには、EMU加盟を目指す国々の経済の収斂が必要となる。各国経済の収斂の程度は、主として財政や金融の面から測定されることになった。EUの発足を定めたマーストリヒト条約には、EMU加盟を目指すEU加盟国が満たすべき次のような明示的基準（マーストリヒト収斂基準と呼ばれる）（①物価安定、②財政 [GDP 3%未満の財政赤字]、③公的債務 [累積の公的債務はGDPの60%

未満]、④長期金利、⑤通貨の変動) が掲げられている。さらに、これを補強するために1997年に安定・成長協定が締結された。これはドイツの主導で出来上がった。ドイツは、収斂基準を満たした後も加盟国がひきつづき財政赤字をGDPの3%未満に、公的債務をGDPの60%未満に保つよう義務づけるよう提案し、それに対してフランスが成長も重視するようにと主張し、妥協の結果出来上がったのである²。

デ・グラウエが言うように、EMUは、経済発展の分岐を止めるメカニズムを欠いている (Marelli and Signorelli, 2017, デ・グラウエによる緒言)。ある国は対外黒字を積み上げ、他の国は対外赤字を積み上げる。ユーロ圏諸国 (= EMU加盟国) は単一通貨を採用したので、赤字国は国際競争力を高める方法として対外的切り下げを行うことはもはやできない。その代わりに「国内的切り下げ」をしようとするれば、公共支出を削減せざるをえないが、それは失業増加をもたらし、社会不安を強める。

2008-09年グローバル金融危機後顕著になったのだが、ドイツ一人勝ちの仕組みが出来上がった。そもそも、なぜドイツ経済は強いのだろうか。筆者らは次のように理解している。第1に、歴史的に形成された高い技術力、第2に、地域経済の発展に地方の銀行が大きな役割を果たしているというドイツ独特の金融システム (阿由葉、2017)、第3に、国民が共有するインフレの恐怖をバックにドイツ連銀が伝統的にインフレ抑制を最優先する金融政策をとってきたことが挙げられる。こうしたことがドイツ経済の高い国際競争力をもたらしている。しかし、以上3つの要因にもかかわらず、1990年代から2000年代初めにかけて一時的にドイツ経済は不調であった。ドイツ統一により東ドイツを吸収したため財政負担が重かったためである。第4に、そこでなされたのがハルツ改革である。社会民主党のシュレーダー政権のときにハルツ改革 (2003年) を実施した。それは労働市場を柔軟化 (不正規労働者の割合の引上げ、失業手当支給期間の短縮、等を含む) することにより単位労働コストを引下げ、競争力強化をもたらした³。

それに対して、南欧と中東欧の大半の国々ではドイツよりもインフレ率はやや高い、等の理由で、国際競争力の強化において遅れをとることになる。黒字国と赤字国との分岐が進行しても、黒字国から赤字国への資本輸出が続いている限り、すべて順調にしているように見えた。2008年9月のリーマン・ブラザーズの破綻に端を発するグローバル金融危機は、南欧や中東欧新規EU加盟国への資金の流入の「突然の停止」、そして逆流をもたらした。これが企業倒産、そしてその結果として銀行が抱える不良債権の急増をもたらした。

リーマン・ショック後、各国は応急的にケインズ政策を採用したが、早くも2010年6月にドイツや欧州委員会はマーストリヒト収斂基準や安定成長協定の基準を守るため、緊縮措置の採用を呼びかけた。不況時にこそ歳出増が必要であるのに、歳出減と増税により財政赤字をGDPの3%未満に抑制することは経済にプロサイクリカル (景気循環増幅的) に作用した。とくにギリシャを始めとする債務国は公的セクターの縮小と失業のいっそうの増加で苦しんだ。スティグリッツ (2016) はこれを「自動不安定化装置」(179頁) と

呼んでいる。

ドイツの政策の根底にある経済哲学は、オールド自由主義である。これは国家の役割を重視するが、「国家の役割はそもそも市場が有効に機能するのに必要な枠組みとなる条件を設定すること」にあり、「市場調整を後押しするルール制定者」（ブライス、2015、181-182頁）である。彼らはケインズ経済学の裁量主義的な経済運営を否定し、規律重視の立場に立っている。この立場は、その後のユーロ危機に際してのドイツ政府の立場と合致している。

ドイツのメルケル首相やショイブレ前財務相などは、政府の浪費がユーロ圏の諸問題の根源にあると主張した。しかし、グローバル金融危機勃発前に、「政府の浪費」があてはまったのはギリシャだけであり、その他の国では財政赤字は小さかった。むしろ銀行セクターこそが問題であった。彼らが、ドイツを始めEUの先進国の銀行がギリシャなど南欧の国々や中東欧の新規EU加盟国に積極的に貸し込み、バブルをもたらしたという貸し手側の責任についての認識を欠いているのは大いに問題である。グローバル金融危機後の不況で、南欧や中東欧諸国の銀行セクターが多額の不良債権を抱えるに至った。銀行システムを守るために、これらの国々の政府は公的資金を注入せざるを得なくなり、多額の公的債務を抱えるに至ったのである（小山、2017、135-138頁）。

EUは財政規律の強化を含むマクロ経済安定化の努力を強める方向で改革を進めた。以前からあった過剰赤字手続きに加え、2011年にマクロ不均衡手続き（MIP）が導入された。これは、対外不均衡と競争力に関する5項目（経常収支の対GDP比、純国際投資ポジション、実質実効為替レートの変化、輸出市場の割合の変化、名目単位労働コストの変化）、内的不均衡として6項目（住宅価格の変化、民間セクター信用の流入額の対GDP比、民間セクター債務の対GDP比、一般政府債務の対GDP比、失業率、金融セクター債務総額の変化）について参照値を超えたかどうか毎年チェックすることになった。とくに深刻な国に対してはMIPが発動され、当該国は是正措置をとることが要求される。違反（参照値を超える）が是正されない場合、GDPの0.1%の制裁金が課せられることになっている（小山、2017、149-150頁）。イタリアの二人の学者マレリとシニョレリは、そのような不均衡は、強制的なルールや罰則の強化という手段だけでは取り除くことはできないと述べ、実質的な収斂への効果的な支援が必要だと述べている（Marelli and Signorelli, 2017, p. 149）。筆者もまったく同感である。

3 財政協定とその問題点

グローバル金融危機後に実施された改革のなかで、もう一つ重要なものが2012年3月に調印された財政協定である。これはもともと「経済・通貨同盟における安定化、調整およびガバナンスに関する条約」（TSCG）の中の財政に関する章であるが、一般には財政協定としてよく知られている。イギリスの当時の首相キャメロンの反対のため、EU法で

はなく、これは政府間条約とされた。将来的にはEU法に組み込まれることになっている。

この条約には19カ国が参加した。ユーロ導入のオプト・アウト（適用除外）が認められているデンマークのほか、まだ非導入のルーマニアとブルガリアも参加した。イギリスは参加しなかった。チェコは、当時欧州懐疑論者のヴァツラフ・クラウスが大統領であったこともあり、財政協定には参加しなかった。しかし、当時の首相ペトロ・ネチャスの発言は将来この条約に加盟するかもしれないという含みを残していた。この条約の要点は次のとおりである。

- 1) ギリシャ債務危機の再現を防ぎ、ユーロの潜在的な破綻から守ることを意図している。加盟国は財政赤字をGDPの3%未満に保ち、公的債務のGDPの60%を超えないようにすることが義務づけられる。
- 2) もしくは公的債務がGDPのすでに60%を超えている場合、毎年平均して20分の1の割合でそれを減らすよう義務づけられる。
- 3) 加盟国は、もし公的債務または赤字がこれらの制限に違反するならば、自動的な是正メカニズムを導入する義務がある。こういうルールは遅くとも2018年1月1日までに国内法にすることが求められる。
- 4) 欧州委員会は加盟国がこの規定を遵守しているかどうかモニターする。それに違反する政府に対しては、欧州委員会は欧州司法裁判所で法的措置をとることができる。裁判所は、その国のGDPの0.1%を超えないペナルティを課すことができる。
- 5) ペナルティを提起するのは欧州委員会であるが、他のユーロ加盟国の特定多数決だけがこの欧州委員会の勧告を阻止できる。
- 6) 欧州委員会が提起した中期目標は、一国の構造的赤字をGDPの0.5%まで認めているが、財政協定はこの中期目標の達成を重視している。
- 7) 財政協定は例外的状況がありうることも想定している。金融的・経済的に深刻なインパクトを与え、政府のコントロールが及ばない「普通ではない出来事」が起きた場合、条約参加国は国特有の目標から一時的に逸脱することもありうるが、その逸脱が認められるのは中期的な財政的持続可能性を危うくしない限りにおいてである。

この条約は多くのEU加盟国が二番底不況からまだ抜け出せず、苦しんでいた2012年初めに調印されたのである。調印されてまもなくスイスの経済学者ヴィプロシュ（Wyplosz, 2012a）は、この条約は当時のフランス大統領サルコジも欧州委員会も、ドイツの強い圧力の下で、たとえ不況時に赤字縮小が経済にプロサイクリカル（景気循環増幅的）な影響を与えとしても、自力で赤字を縮小すべきだというイデオロギー的な見解を受け容れたと指摘している。彼は、ギリシャは自分たちの友人（トロイカ、つまり、欧州委員会、欧州中央銀行およびIMFのこと）によって2年間その政策を実施するよう強いられ、その結果、公的債務の対GDP比はむしろ上昇したと述べている。ヴィプロシュは別の論文（Wyplosz, 2012b）で、財政再建努力（緊縮措置のこと）の効果はがっかりさせるものだと述べ、むしろ需要創出の必要性を説いている。そして、彼は欧州投資銀行や欧州委員会

による支出も額が小さいのでたいした効果がないとして、緊急支出を賄うためのユーロ債の発行というアイデアを述べている。

財政協定は2013年1月1日に発効したが、いまでも、これに対する批判は強い。たとえば、欧州議会の会派「欧州統一左翼・北欧緑の左翼」グループが2017年10月に発表した文書（電子版）は財政協定を次のように厳しく批判している。この協定は、大国よりも比較的小さな国々においてより厳格に適用された（実際、安定・成長協定に基づき、ペナルティを受けるはずであった独仏は2005年にこれを免れたのに対して、その後ギリシャは苛酷な取り扱いを受けた。…引用者）。不況時に緊縮策は経済をさらに収縮させる。財政協定は成長を抑制し、そして停滞が「新常态」になった。失敗した緊縮策モデルはヨーロッパにおいて極右の興隆をもたらし、EUの諸機関にとって正当性の危機をもたらした、等（European United Left/Nordic Green Left, 2017）。以上述べたような問題点を抱えているので、不況時には財政協定のより柔軟な運用が望まれるであろう。

4 「真の経済・通貨同盟」に向けての前進

2012年、欧州委員会はレポート「真の経済・通貨同盟に向けて」を発表した。1) 銀行同盟、2) 財政同盟、3) 経済同盟、4) 政治同盟、によるより強力な統合を予想している。EUは、銀行同盟の創設に動き出したが、まだ完成していない。これはユーロ圏レベルに、①単一銀行監督メカニズム、②単一破綻処理メカニズム、③預金保険制度、という3つの制度を作り、ユーロ圏レベルにその運用権限を持たせる制度である。①について補足すると、ECB（欧州中央銀行）は、ユーロ圏の約6,000の銀行のうち国際的に活動する約200の大銀行（単一銀行監督メカニズム参加国のすべての銀行の資産総額の約85%を占める）を「重要銀行」として特定して直接監督し、残りの中小の銀行は各国の監督機関が監督するが、統一的な責任はECBが負う。①と②は発足したが、③の共通預金保険機構はドイツなどの加盟国の反対で今回の改革からは外された。

2012年に発表されたレポート「深くて真の経済通貨同盟のための青写真」の中で筆者らの興味を引いたのは、「欧州償還基金」というアイデアである。償還基金（RF）の概念は最初、ドイツ専門家評議会によって2011年に提起されたという。RFの鍵となるアイデアは、財政ガバナンスへの追加的な公約と引き換えに、それらの全体的な資金調達コストを引き下げることにより、ユーロ圏加盟国の公的債務を持続可能レベルに持つていくための枠組みを提供することである。基本的なアプローチとして、加盟国の公的債務は2つの部分に分けられる。(1) 一つの部分は、安定成長協定に規定されたGDPの60%という敷居に等しい；(2) GDPの60%という敷居を上回る公的債務の部分で、それはRFに移管され、プールされる。ただし、加盟国は特定の期間（たとえば25年）が過ぎたら、移管された債務を自動的に買い戻すよう義務づけられる。RFは、独自の債券を発行して資金を確保する。こうしたRF債を魅力的かつ販売可能にするために、ユーロ圏加盟国が共同

で保証する。RFのこの共同且ついくつかの保証は参加する加盟国にとって比較的低い資金調達費用をもたらし、それにより、それらの全体的な債務・利子支払い負担を軽減緩和することになる。

2015年、EUは「経済・通貨同盟の完成」を発表した。これはいわゆる5人のPresident（欧州委員会委員長、欧州理事会議長、ユーロ圏議長、欧州中央銀行総裁および欧州議会議長）のレポートであり、EMUを完成させる道筋を描いている。

これらの文書で「真の経済・通貨同盟」とか、「経済・通貨同盟の完成」と言っているのは、いま現実に出来上がっているのは通貨同盟だけであり、経済同盟は未完成であるからである。「経済・通貨同盟の完成」という文書は、経済同盟を完成させるために、第1段階（2015年7月1日～2017年6月30日）では、各国の競争力当局（Competitiveness Authorities）に加えて、ユーロ圏レベルで競争力当局を設立する必要性を説いている。これは、賃金が生産性向上に従って伸びているかどうかを評価し、そして賃金動向を他のユーロ圏諸国や主要貿易相手国のそれと比較することになる。前述のマクロ経済不均衡手続きを強化し、各国の経済政策の事前の調整を進めること、そして、フレックセキュリティ⁴や生涯学習などを通じて雇用機会を拡大することが説かれている。安定化機能を果たすものとして、「欧州戦略投資基金（EFSI）」（後述）が言及されている。さらに、前述の銀行同盟については、三本柱の一つである本格的な欧州預金保険スキームを設立することにより、完成させると述べている。このほかに、単一欧州資本市場監督機関を伴う資本市場同盟を設立し、欧州システミック・リスク委員会を強化し、銀行同盟と合わせて、金融同盟とすることが述べられている。

第2段階（2017年7月1日～）では、次のような課題が実施される。経済同盟に関して、収斂のためのベンチマークに法的性格を与え、より拘束力を持たせる。財政同盟に関しては、ユーロ圏のためのマクロ経済安定化機能を設ける。EUレベルで（欧州議会に対して）説明責任を持つユーロ圏財務省を設立する。そして、遅くとも2025年までに最終段階に入り、完全な真の「経済・通貨同盟」を実現することが目標となっている。ここで注目されるのは「ユーロ圏財務省」の設立という構想である。

5 財政連邦主義に向けての前進

EU域内では貧しい加盟国から豊かなEUコアの国々への人々の移動が進んでいる。豊かな国々で数年働いた後に本国に戻る人々もいるが、多くは豊かな国に残る。とくにバルト三国およびバルカンのEU新規加盟国のルーマニア、ブルガリアからの人口流出が著しい⁵。この点に注目するEU研究者はほとんどいないのだが、筆者はこの点に警鐘を鳴らしたい。「移動の自由」を与えるだけで、貧しい加盟国で雇用機会を増やすことができないEUの政策は破綻している。次の世代を担うべき教育水準の高い人々が流出するのは国にとって大きな損失であろう。こういう人々のために国内で雇用を生み出すことの方が重要であ

る。その際、EUの支援を受けながら、産業政策において国家が積極的な役割を果たすことが望まれる。

将来的には、EUは財政連邦主義へと踏み出し、独自財源からなるEUレベルの予算を持ち、発展の遅れた加盟国を支援できるようになる必要があるだろう⁶。しかし、GDPの1%程度のEU予算に対して抵抗する加盟国が存在する現状では、富裕国の民間資金が経済的に発展の遅れた国々へ回することを期待するほかはない。たしかに国内FDI（外国直接投資）は重要である。だが、政府は国内FDIに頼るだけでは不十分である。南東欧の事例を見ると、金融・保険、不動産、電話通信、商業などサービス分野に多く流入し、現地政府や経済界が望んでいるような製造業への投資は少ない。このことが消費主導の経済発展をもたらし、経常収支赤字の拡大を招いた。このような事例を考慮すると、EUの保証の下で民間投資を製造業に誘導するような仕組みが必要であろう。また、政府は独自の産業政策を持つことが必要である。

この点で注目すべきものは、2014年11月に発表された「欧州戦略投資基金（EFSI）」、いわゆるユンケル・プランである。日本貿易振興機構（2016）の情報によると、EFSIは、EU予算から160億ユーロの信用保証と、欧州投資銀行（EIB）から50億ユーロの信用保証と流動性など、合わせて210億ユーロを提供することにより、官民からの投資を促進することを目的としている。EUが信用保証を提供することにより、EIBは、リスクの高いプロジェクトへの資金供与が可能になる。また、一般的にプロジェクトの初期に発生する可能性の高い損失が、この信用保証でカバーされるために、民間投資家も投資しやすくなると期待される。欧州委員会は2015年から2017年までの3年間で、15倍の乗数効果を見込んでおり、総額3,150億ユーロ規模の投資の実現を目指している。2016年9月14日、欧州議会でユンケル欧州委員長は2022年までに6,300億ユーロへと拡大することを提案した（『日本経済新聞』2016年9月15日付）。大いに期待を持たせる提案であるが、加盟国から申請されたプロジェクトのリストを見ると、古くからの加盟国のプロジェクトが圧倒的に多く、新規EU加盟国からの若干の申請が採択されているだけで、ブルガリアやルーマニアのプロジェクトは載っていない。まだ実施されていないプロジェクトを多く抱えた、経験に富む古くからの加盟国の申請が採択されやすかったのかと思われる。今後、貧しい加盟国の底上げのために、このEFSIがどのように拡充されるか見守りたい。

フランスでは昨年、弱冠39歳のエマニュエル・マクロンが急遽、中道政党「共和国前進」を立ち上げ、5月の大統領選挙では親EUの旗印を鮮明にして、反EUのマリー・ルペン候補に勝利し、6月の総選挙では地すべりの勝利をおさめた。マクロンはEMUを強化するために注目すべきいくつかの提案をした。①ユーロ圏財務相を設ける、②欧州通貨基金（すでにある欧州安定化メカニズム [ESM] を拡充して、欧州向けIMFの創設を狙ったものである）、③ユーロ圏共通予算。このような改革はドイツの協力なしには実現しないが、今後注目したい（長部、2018）。

ドゥ・アンゲリス（De Angelis, 2018）によると、ユンケルは、「ユーロ圏加盟の途上

にあるEU加盟国のための収斂手段のために向けられるユーロ圏予算枠を確立することを目指している」(p. 2)。ドゥ・アンゲリスは、これについてはマクロンからの支持が期待できると言う。ベルリンでの予備的な会談では、ドイツもユンケル提案を支持しているが、フランスの立場とドイツの立場には隔たりがある。重要な違いは、国境を越える再分配の役割である。フランスは肯定的であり、ドイツは否定的である。ドゥ・アンゲリスは、困難なときに発動される安定化機能のほかに、EUの共通予算を通じた投資の増加も、投資がGDPに反比例して配分される限りにおいて、ユーロ圏の安定化に寄与することができよう、と述べている (De Angelis, 2018)。

イギリスはEUの拡大には積極的であったものの、統合の深化には気乗り薄もしくは反対の態度をとり続けてきた。Brexitはその障害を減らすだろう。今後、ユーロ圏がこの方向に進むかどうか見守りたい。

6 EMU未加盟の新規EU加盟国の現状

ウィーン比較経済研究所 (wiiw) の上級研究員のヴラディーミル・グリゴロフは次のように見る。クロアチアとブルガリアにとってユーロ圏加盟は肯定的に働く。両国は、バルト三国がユーロ圏加盟以前と同じ立場にある。債務 (公的および民間の) のうちユーロでの債務の割合が高いこと、銀行セクターが高度にユーロ化されている、つまり、ユーロ圏諸国の銀行が両国に進出しており、銀行セクターの資産のかなりの部分がユーロで構成されていることである (Gligorov, 2018)。くわえて、ブルガリアは1997年にハイパーインフレを克服するために、カレンシーボード・システムを採用して以来、このシステムが持続している。これは、リトアニアがユーロ圏に加盟する前の状況と同じである。このシステムの下では金融政策の自由はないので、その点では、EMUに加盟することには抵抗は少ないだろう。ただし、EU平均との間の経済的格差は依然として大きいので、実質的収斂を加速しなければならないという課題が残る。クロアチアに関しては、EMU加盟への漸進主義的アプローチを提唱する学者もいる。

ザグレブ経済研究所のドゥブラフコ・ラドーシェヴィチは、すぐにはERM II (為替レート・メカニズム II) には加盟せず、その間資本勘定をコントロールすることにより、金融政策のある程度の自立性を確保することを提唱している (Radosevic, 2015)。ERM IIについては、若干の説明が必要であろう。これはマーストリヒト収斂基準の5番目の基準、すなわち通貨の変動、と関連するものであり、EMUに加盟しようとする国はその前段階として最低2年間参加することになっている。参加国中央銀行は対ユーロ中心レートを定め、変動幅を小さくし、固定相場制に近づけるために、外為市場に介入する。とは言っても、この段階では、変動幅はまだ大きく、 $\pm 15\%$ の変動が許容されている (田中ほか, 2014, 451頁)。ラドーシェヴィチは、このように資本勘定のコントロールを維持した後で、ERM IIに参加することにすれば、それからもしばらくの間 $\pm 15\%$ の範囲で

為替レートを変動させることができ、そのうえで、2025年ごろにEMUに加盟するという意見を表明している (Radosevic, 2015)。

グリゴロフは、ポーランドとハンガリーにとってもユーロ加盟はきわめて肯定的に働くと見る。その根拠は、両国の経済がきわめて開放的 (貿易依存度が高い) であり、ユーロ圏諸国との貿易の割合が高いこと、そしてインフレ・ターゲットを採用していることが挙げられている (Gligorov, 2018)。確かに、両国ではインフレ率もきわめて低い。マーストリヒト収斂基準に関しては、ERM II加盟を別とすれば、ポーランドはすべての基準を満たしている。ハンガリーの場合、公的債務の対GDP比が基準を満たしていない (2014年に76.9%)。しかし、両国については、経済に関して以上のように言えても、政治的な障害がある。両国の政権与党、つまり、ポーランドのPiSとハンガリーのFideszはEUの政策に対して大いに批判的態度をとり続けているのである。

グリゴロフは、ルーマニアとチェコについては、明確ではないと言う。収斂基準だけ見れば、チェコはユーロ圏加盟に最も近い国である。この国は、ERM II加盟を別とすれば、早くから基準を満たしてきた。ヴァツラフ・クラウスは大統領時代、金融的主権を失うとしてユーロ圏加盟に大いに批判的であった。後任のミロシュ・ゼマンはユーロ導入に前向きである。グリゴロフは、チェコがユーロ圏加盟から得る利益が不明確だと言いたいようである。国内の銀行セクターは圧倒的に外資系が支配的であるにもかかわらず、外貨ローンの割合は約13%と非常に低かった。カレル大学教授のミハル・メイストジクによると、チェコでは貯蓄率が比較的高い (GDPの20%を上回る) ので、大銀行は国際金融市場よりもむしろ国内の預金ネットワークではるかに容易にしかも安価で資金調達することができ、それゆえ、コルナ (チェコの通貨) で低金利のローンを提供できるのである (Mejstrik, 2016)。

ルーマニアは、2019年1月1日をユーロ導入の目標期日としている。ブカレストのヨーロッパ研究所所長ガブリエラ・ドラガンによれば、この目標期日は改革に向けた公の議論において触媒効果を果たすことをねらって用いられている (Dragan, 2016)。この国はブルガリアやクロアチアと同様、実質的収斂を加速しなければならないという課題を抱えている。

以上見てきたように、EMU加盟への態度にはかなり違いがある⁷が、前述の文書「EMUの完成」は、第2段階の終わり (すなわち、遅くとも2025年) までには、EMUは、EU加盟国のすべての市民に安定した繁栄する場所を提供し、他のEU加盟国が加盟するほど魅力的な単一通貨にすることを目指している。われわれとしては、その成り行きを見守るほかはない。

7 欧州統合の方向—結びに代えて

以上、貧しい加盟国の実質的収斂への支援が必要であり、そのために財政連邦主義への

前進が必要だと論じてきた。最後に、欧州統合の今後の方向性を述べて、本稿を締めくくりにすることにする。

現在のEUのリーダーたちは、単線・二速（マルチスピード）の統合を目指している。それは、目標は同じだが、そこに向かうスピードは国によって違ってよい、というものである。これに対して、複線路線の統合が考えられる。とくにイタリアの学者G.マヨーネは、アラカルト方式を提唱している（マヨーネ、2017）。公共財を提供するために設立された、排除も退出も可能な連合体が「クラブ」である。問題のクラブ財は、集团的安全保障、政策調整、共通技術規格、あるいは連合体のメンバーの一部に限定された通貨同盟のこともある。このように、「クラブ財」概念を提唱することにより、マヨーネは、ユーロ圏を義務的ではなく、自由参加の組織に変えることを提案している。アメリカの学者ローズフィールド（Rosefield, 2017）は、中国の「一国二制度」をヒントに、複線路線を提案している。彼は、「非現実的な“more Europe”（EUの積極的関与）という単線路線の夢を、その帰結に我慢できない者に押しつけるのは愚かだ。…ユートピア的な幻想ないし最低限度の条件を満たす複線的な超国家的ヨーロッパを建設するのが賢明だ」（p. 15）と説いている。

G.マヨーネは、「今日、かつて考えられた『欧州合衆国』などという、完全な政治同盟を支持する者はほとんどいない」（15頁）と言う。はたして、そうだろうか。イタリアの2人の経済学者マレリとシニョレリは昨年刊行した共著『ヨーロッパとユーロ』（Marelli and Signorelli, 2017）の「まえがき」で、「『連邦的な同盟』は現時点では非現実的だとはいえ、それはEECの『創設の父』が夢見たように、究極の目標であるべきだ。さもなければ、分断されたヨーロッパはグローバル化した世界において消え去るだろうし、これは将来の世代が抱く嘆かわしい恥となるだろう⁸」と述べている。結論で彼らは、「5人の議長のレポート⁹」に肯定的に言及し、この文書は、EMUが真の経済同盟、次に金融同盟、財政同盟、そして最後に政治同盟というステップを踏んで発展することを提案する遠大なもので、「将来の『欧州合衆国』を排除していない¹⁰」と述べている。

マヨーネやローズフィールドの主張は興味深いものの、彼らが説くアラカルト方式または複線路線も疑問である。グローバル化時代に、アメリカ、中国、ロシア、インドなどが存在感を増している。前述のように、ヨーロッパが欧州統合により、「国際的発言力を強め、地域としての安全保障を確保してきたこと」に照らして見ると、疑問である。EUは緩やかにまとまっているだけでは、これらの大国には対抗できないだろう。だから、ヨーロッパが地域として結束し、単線の路線を進むほかはない。昨年3月のローマ宣言をまとめる事前の協議でポーランドやハンガリーは、二速（あるいはマルチスピード）の文言に反発した。しかし、現実にはすでにユーロ圏と非ユーロ圏が存在している。非ユーロの国々がユーロを導入するまでに今しばらく時間がかかりそうである。そのうえ、西バルカンの国々も近い将来EUに加盟する（土田、2017）。すでに21世紀初めに、一連の文書の中でEUは、もしこれらの国々が改革に向けてたゆまぬ努力をすれば、やがてEUに加盟で

きるというメッセージを与えているのである。これらはEUの加盟候補国（アルバニア、マケドニア、モンテネグロ、セルビア）ならびに潜在的な加盟候補国（ボスニア・ヘルツェゴヴィナ）である。欧州委員会とモンテネグロおよびセルビアとの加盟交渉はすでに始まっており、両国は2025年にはEUに加盟するものと見られる。西バルカンの国々がEUに加盟したら、次に待っている課題はユーロ導入である。すでにEUならびに加盟候補国と潜在的候補国は二速（またはマルチスピード）で進んでいるのである。

【注】

- ¹ 欧州統合の2つの目的は、「貿易と国際金融」（筆者の一人〔小山〕が受講した1965年度の東京大学教養学部教養学科での講義）の中で非常勤講師の村野孝氏（当時、東京銀行調査部勤務）が力説したものである。欧州統合の目的とその意義の再確認においては、G.マヨーネの著書の書評（小山、2018a）を執筆する際に行った児島俊郎氏（長岡大学教授）との議論が有益であった。
- ² この辺の事情については、尾上（2014、10頁）が説明している。
- ³ 当然、これには労働組合の強い反発もありうる。それゆえ、ハルツ改革を推進したドイツ社会民主党は2005年の総選挙で敗北し、政権を失った。
- ⁴ フレックセキュリティは、柔軟性（flexibility）と安全確保（security）から作られた造語である。これはデンマークで実践されているように、企業は余剰人員を容易に解雇できるが、社会が解雇された労働者の職業訓練と再就職の世話をするという仕組みである。
- ⁵ 小山（2017）、第4章、第3節および小山（2018b）を参照。
- ⁶ 財政連邦主義への前進の必要性について、田中（2016）は次のように述べている。加盟国が9カ国しか存在しなかった当時、通貨同盟が創設されれば、ペリフェリ諸国は為替レート切り下げの権限を失うので、その代償として公的移転システムが必要だと考えられていた（235頁）。また、尾上（2014）も、「欧州の通貨同盟が政治同盟なしにつくられた以上、その欠陥を修復するには、やはり、連邦制に向けた飛躍しかない」（331頁）と述べている。「欧州は、1967年から、地域間の不均衡を減少させるために地域政策を開始する」（尾上、2014、205頁）のだが、イギリス、とりわけサッチャー政権はこれに抵抗し、EU財政への拠出金の削減を執拗に要求した。以上のような議論を踏まえて、筆者の一人は近著（小山、2017、142-147頁）で、中東欧小国の視点から、EUは財政連邦主義へと踏み出すべきだと論じた。
- ⁷ 中東欧新規EU加盟国のうちすでにユーロを導入した国々の経験およびまだ導入していない国々の現状について詳しくは、Koyama (ed.) (2016) を参照されたい。その要旨は小山（2017）の第6章にまとめられている。
- ⁸ Marelli and Signorelli (2017), p. xvi.
- ⁹ European Commission (2015).
- ¹⁰ Marelli and Signorelli (2017), p. 156.

【参考文献】

- 1 阿由葉真司 [2017] 「欧州債務危機後の欧州地域金融の現状と今後」『日本EU学会第38回研究大会』, 2017年11月18-19日, 九州大学。
- 2 長部重康 [2018] 「マクロン改革はフランスとヨーロッパを変えるか」『世界経済評論』, 1・2月号, 38-46頁。
- 3 尾上修悟 [2014] 『欧州財政統合論－危機克服への連帯に向けて－』, ミネルヴァ書房。
- 4 小山洋司 [2017] 『EUの危機と再生－中東欧小国の視点－』, 文眞堂。
- 5 小山洋司 [2018a] 「書評G.マヨーネ著『欧州統合は行き過ぎたのか』岩波書店」『ロシアとユーラ

- シアの経済と社会』, No.1025, 42-49頁。
- 6 小山洋司 [2018b] 「ブルガリアからの人口流出と過疎化」『国際地域研究論集』, 第9号, 163-175頁。
 - 7 日本貿易振興機構、ブリュッセル事務所、海外調査部欧州ロシアCIS課 [2016] 「『欧州戦略投資資金 (EFSI)』の概要」, https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/0f96d1554c4acc8d/20150145.pdf。
 - 8 ステイグリッツ、ジョセフ [2016] 『ユーロから始まる世界経済の大崩壊』, 徳間書房。
 - 9 田中素香 [2016] 『ユーロ危機とギリシャ反乱』, 岩波新書, 岩波書店。
 - 10 田中素香・長部重康・久保弘正・岩田健治 [2014] 『現代ヨーロッパ経済 (第4版)』, 有斐閣。
 - 11 土田陽介 [2017] 「迫られるEUの西バルカン戦略－ロシア・トルコにらみで本腰へ－」『金融財政business』, 第10664号, 6月5日号, 4-7頁。
 - 12 ブライス、マーク/若田部昌澄監訳 [2015] 『緊縮策という病－「危険な思想」の歴史－』, NTT出版。
 - 13 マヨーネ、G./庄司克宏監訳 [2017] 『欧州統合は行き過ぎたのか』, 岩波書店。
 - 14 De Angelis, Gabriele [2018, February 12] “Renewing Franco-German axis: Challenges for Eurozone reform”, *Social Europe*, <https://www.socialeurope.eu/renewing-franco-german-axis-upcoming-challenges-eurozone-reform>.
 - 15 Dragan, Gabriela [2016], Euro Adoption in Romania: Moving Faster or Moving Slower?, in Koyama, Yoji (ed.) [2016].
 - 16 European Commission [2012, November 28] “A Blueprint for a deep and genuine Economic and Monetary Union: Launching a European debate”, *COM (2012) 777 final*, European Commission. Accessed on January 22, 2018.
 - 17 Juncker, Jean Claude., Donald Tusk, Jeroen Dijsselbloem, Mario Draghi, and Martin Schulz [2015] *Completing Europe's Economic and Monetary Union*, European Commission. Accessed on January 22, 2018.
 - 18 European United Left/Nordic Green Left [2017, October 9] “The Fiscal Compact: A quick explainer” <http://www.guengl.eu/news/article/the-fiscal-compact-a-quick-explainer> Accessed on January 22, 2018.
 - 19 Gligorov, Vladimir [2017] “Special section II: Euro may yet survive and attract new members”, *Forecast report: CESEE back on track to convergence: Economic analysis and outlook for central, east and southeast Europe*, Autumn 2017, The Vienna Institute for International Economic Studies, pp. 23-31.
 - 20 Koyama, Yoji (ed.) [2016] *The Eurozone enlargement: Prospect of new EU member states for the Euro adoption*, NY: Nova Science.
 - 21 Mejstrik, Michal [2016], Czech Republic – the Present Situation of a Prospective Eurozone Member: Current Challenges during Time of Creative Destruction (a Comparison with Slovakia As a Eurozone Member) in Koyama, Yoji (ed.) [2016].
 - 22 Marelli, Enrico and Marcello Signorelli [2017] *Europe and the Euro: Integration, crisis and policies*, Palgrave MacMillan.
 - 23 Radosevic, Dubravko [2015], Capital Account Mismanagement, Deleveraging and Unsustainable Economy in the European Union Periphery Countries: The Case of Croatia and Slovenia, in Radosevic, Dubravko and Vladimir Cvijanac (eds.) [2015], *Financialization and Financial Crisis in South Europe-Eastern European Countries*, Frankfurt am Main: Peter Lang GmbH.
 - 24 Rosefielde, Steven [2017] “Salvaging the European Union: The Inclusive Multi-Track Transnational Option”, *HOUSTICA*, Vol. 8, Issue 3, pp. 7-18.
 - 25 Wyplosz, Charles [2012a, May 2] “The coming revolt against austerity”, *VOX*, <https://voxeu.org/article/coming-revolt-against-austerity> Accessed on February 5, 2018.
 - 26 Wyplosz, Charles [2012b, May 14] “The impossible hope of an end to austerity”, *VOX*, <https://voxeu.org/article/impossible-hope-end-austerity> Accessed on February 5, 2018.